

事務連絡
令和8年5月1日

建設業団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて（再周知）

「自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて」（令和8年2月10日付け事務連絡、国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長）により、自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて送付したところです。

改正貨物自動車運送事業法が本年4月1日から一部施行され、1カ月が経過したところですが、工事現場において十分周知されていない事案が発生していると把握しており、国土交通省においても地方整備局等に対し再周知を行ったところです。

つきましては、上記事務連絡を会員各位に対して再周知をお願いします。特に、事務連絡に記載されている下記の趣旨について、周知徹底をお願いします。

記

令和8年4月1日から一部施行された改正法において、違法ないわゆる「白トラ」行為を行っている者に関する従前の取扱いを変更するものではない。

下記のいずれかの場合、自家用ダンプカー（白ナンバーのダンプカー）による運送は、引き続き、貨物自動車運送事業法の許可は不要である。

1. 自ら所有する貨物を自ら運送する場合
 2. 建設関連会社等が、自社が行う建設工事と密接不可分かつ、付帯する業務として自ら運送を行う場合（建設関連会社等が請け負った工事において土砂等を運搬する場合等を含む）
- ※1. 及び2. いずれにおいても、建設関連会社等と雇用関係にある従業員たる運転者（期間雇用又は日雇い雇用等の場合を含む。）に運送行為（自家用ダンプカーの運転を含む）を行わせることが必要。

なお、詳細については上記事務連絡及び別添のQ&Aをご参照いただき、個別の事例で判断に迷う場合には、最寄りの地方運輸局等までご相談ください。

以上